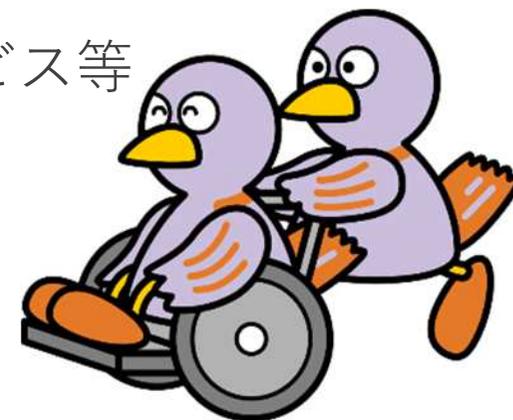


ケアラー支援のために ～ケアラー支援計画と支援施策～

令和6年度 障害者総合支援法に係る障害福祉サービス等
市町村新任者研修 資料



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉部障害者支援課
総務・市町村支援担当

Ⅰ ケアラー・ヤングケアラーとは？ 条例上の定義

ケアラーとは？

1 埼玉県ケアラー支援条例での定義

ケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、**日常生活上の世話**その他の援助を提供する者

2 ケアラーとは（一社）日本ケアラー連盟

こころやからだに不調のある人の「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすること



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

ヤングケアラーとは？

埼玉県ケアラー支援条例での定義

ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18歳未満の者



病気や障害がある
家族に代わり、家事を
している



家族に代わり、幼い
きょうだいの世話をし
ている



病気や障害のある
きょうだいの世話や
見守りをしている



目が離せない家族の
見守りや声かけなどの
気づかいをしている



日本語が話せない家族
や障害のある家族のた
めに通訳している



病気や障害のある
家族の身の回りの
世話をしている



心が不安定な家族
の話を聞いている



がん・難病など慢性的な
病気の家族の看病をし
ている



がん・難病など慢性的な
病気の家族の看病をし
ている



病気や障害のある家族
の入浴やトイレの介助を
している

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラー
高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー
ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割（第5・6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7・8条）

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

推進計画（第9条）

- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する基本方針
- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する具体的施策等

主要な施策等（第10条～第14条）

- ・広報啓発活動
- ・支援を担う人材の育成
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

第2期埼玉県ケアラー支援計画

計画の根拠・策定の趣旨

- (根拠)
○ 埼玉県ケアラー支援条例に基づく計画

- (趣旨)
○ ケアラーやヤングケアラーの支援に関する事項を定める

計画期間

令和6年度～8年度

基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

現 状

- 介護者数 34万7,000人
県内15歳以上の5.4% (令和4年)
(うち、有業者20万3,700人、40～50代が62.1%)
- ヤングケアラー
県内高校2年生の4.1% (令和2年度)
- 若者ケアラー
県内大学生・短大生の7.2% (令和5年度)
- ケアラーの認知度 82.7% (令和5年度)
ヤングケアラーの認知度 84.7% (令和5年度)

課 題

- 社会的認知度の向上
- 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築
- 孤立の防止
- 介護離職の防止
- 支援を担う関係機関の人材の育成
- ヤングケアラー支援体制の構築

施 策

ケアラーを支える
た め の
広 報 啓 発 の 推 進

ケアラーに関する啓発活動

行 政 に お け る
ケ ア ラ ー
支 援 体 制 の
構 築

相談支援体制の整備

多様なケアラーへの支援

子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

ケアラーの生活支援

地 域 に お け る
ケ ア ラ ー
支 援 体 制 の 構 築

ケアラーが孤立しない地域づくり

地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

新
企 業 に お け る
ケ ア ラ ー 支 援
体 制 の 構 築

ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進

ケアラーを支える
人 材 の 育 成

ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

ケアラー支援を担う県民の育成

ヤングケアラー
支 援 体 制 の
構 築 ・ 強 化

学校におけるヤングケアラー支援体制の構築

行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

主な取組・数値目標

- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動

- 市町村の包括的な相談支援体制の整備に関するアドバイザーを派遣
【指標】ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数 51市町村(R5.4.1)→全市町村(R9.4.1)
- 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア児等をケアするケアラーへの支援
- 地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援

- 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営支援
【指標】介護者サロンを設置する市町村数 55市町村(R5.4.1)→全市町村(R9.4.1)

- 企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを実施
【指標】ビジネスケアラーに関するセミナー等受講企業数 2,000企業(R6年度～8年度の累計)
- 企業の従業員に対して、相談先をはじめとした介護についての知識の習得や心構え等の事前の準備を促していく。
【指標】地域包括支援センターの認知度(30～50代) 43.7%(R5年度)→70.0%(R8年度)

- 地域包括支援センター職員等に対するケアラー相談対応研修の実施
【指標】ケアラー支援を担う人材育成数 3,590人(R3～5年度累計)→6,000人(R3～8年度累計)
- 県政出前講座等による住民や関係団体へのケアラー支援の必要性を啓発

- 福祉分野と教育分野による合同研修の実施
【指標】ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数 1,078人(R3～5年度累計)→2,000人(R3～8年度累計)
- こども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣
【指標】こどもの居場所の数 628か所(R4年度)→800か所以上(R8年度)
- 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について、気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催

2 ケアラー実態調査について

埼玉県ケアラー支援計画のための ケアラー実態調査結果 (地域包括支援センター)

(内容)

1. ケアラーの属性
2. 被介護者の属性
3. ケアの状況
4. ケアの影響
5. ケアラーが抱える悩みと必要な支援
6. その他

詳しい調査結果はこちらからご覧ください。



埼玉県HP

ケアラー実態調査の目的・内容及び分析方法

調査目的及び主な調査内容

【調査目的】

- ・ケアの状況、ケアラーへの影響、困りごと、支援ニーズ等を把握し計画の策定に役立てる。

【主な調査項目】

- ・ケアラー自身について
- ・ケアの状況について
- ・ケアの影響について
- ・ケアに関する相談について
- ・求める支援について など

【調査区域】

- ・埼玉県全域

【調査対象】

- ・地域包括支援センターを利用している介護者（ケアラー）。1か所につき5人。
- ・地域包括支援センター283か所×5人 = 1,415人

【回答者数】

- ・1,022人（回収率：72.2%）

分析方法

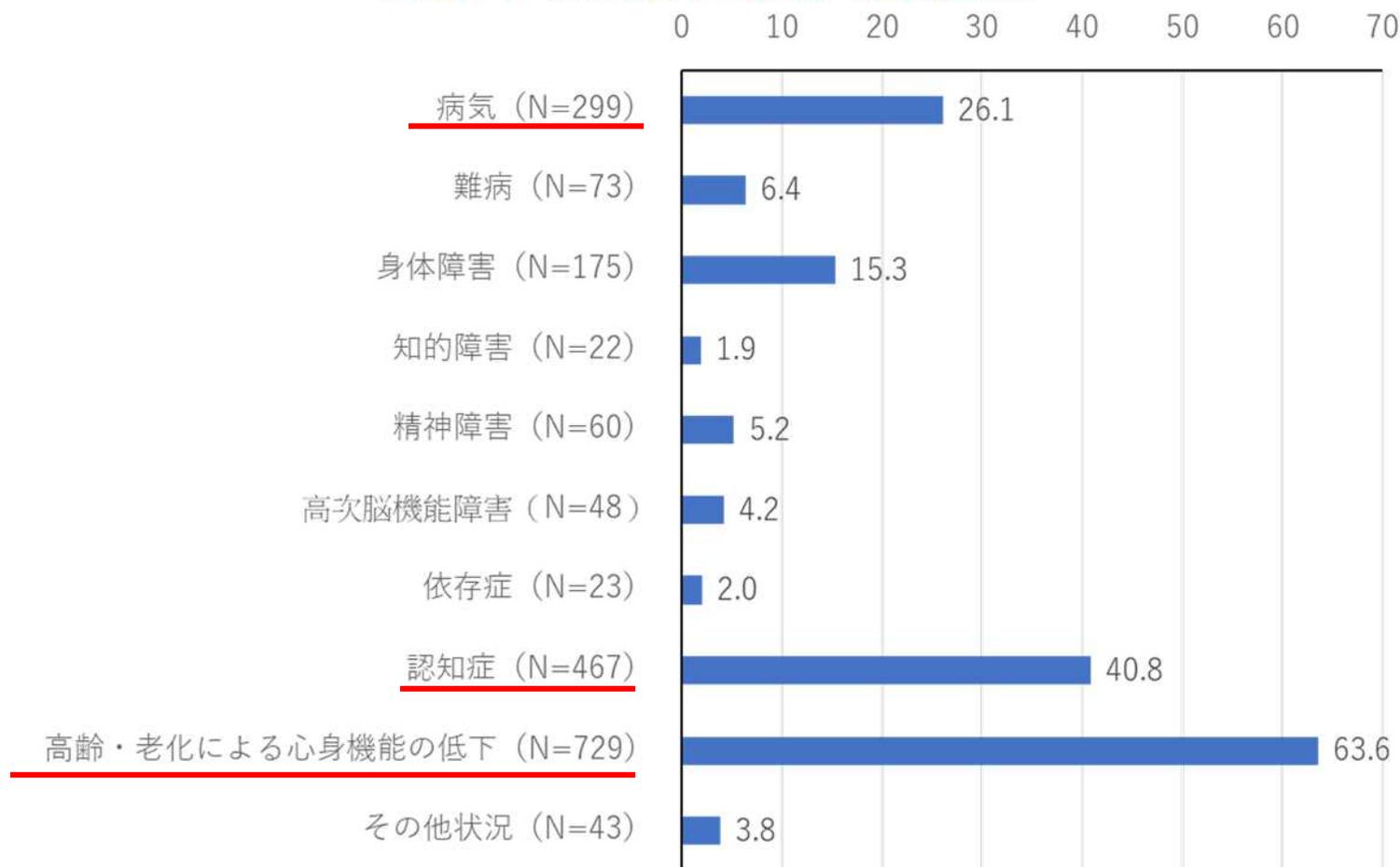
- 調査票各設問の単純集計及びクロス集計を行い、実態調査結果に関する詳細な分析を行った。
- クロス集計は、被介護者の情報が確認できたデータを用いて行った。
- 設問の内、ケアラーがケアする被介護者に関する事項に関する設問を集計する際は、被介護者（1,146人）毎に集計を行った。

2-5 被介護者の状況

- 被介護者の状況（N=1,146）をみると、「高齢・老化による心身機能の低下」（N=729）が63.6%で最も高く、次いで「認知症」（N=467）が40.8%、「病気」（N=299）が26.1%、「身体障害」（N=175）が15.3%の順であった。

図表2-5. 被介護者の状況（複数回答）

単位：%

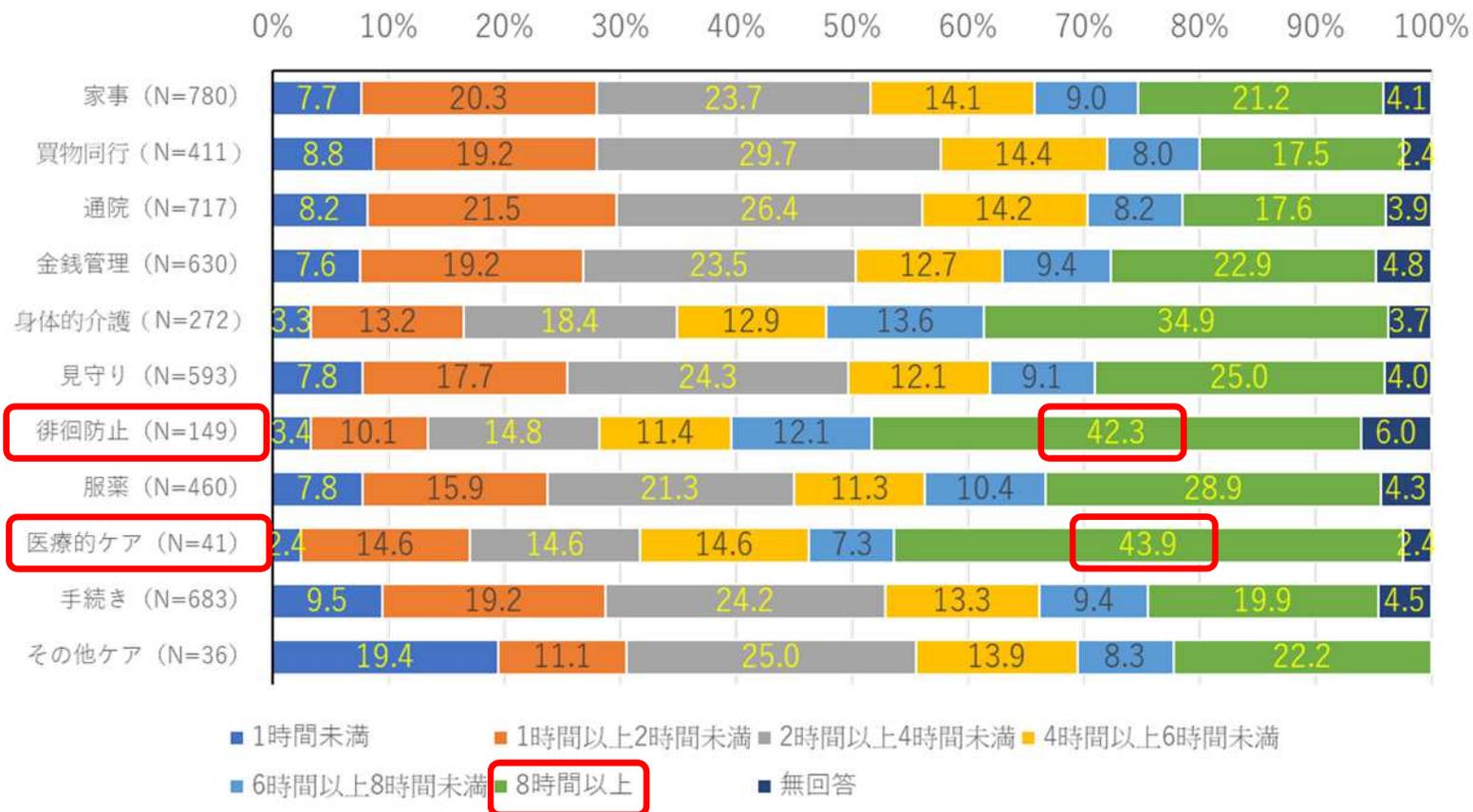


注) 本集計は被介護者数 (1,146人) に対して行われている。

3-4-1 ケアの内容別にみたケアにかかる時間

- ケアの内容別にケアにかかる時間をみると、「徘徊防止」と「医療的ケア」では「8時間以上」と回答した割合が4割を超えていた。「6時間以上」と回答している割合は、「徘徊防止」、「医療的ケア」、「身体介護」の順に高かった。

図表3-4-1. ケアの内容別にみたケアにかかる時間



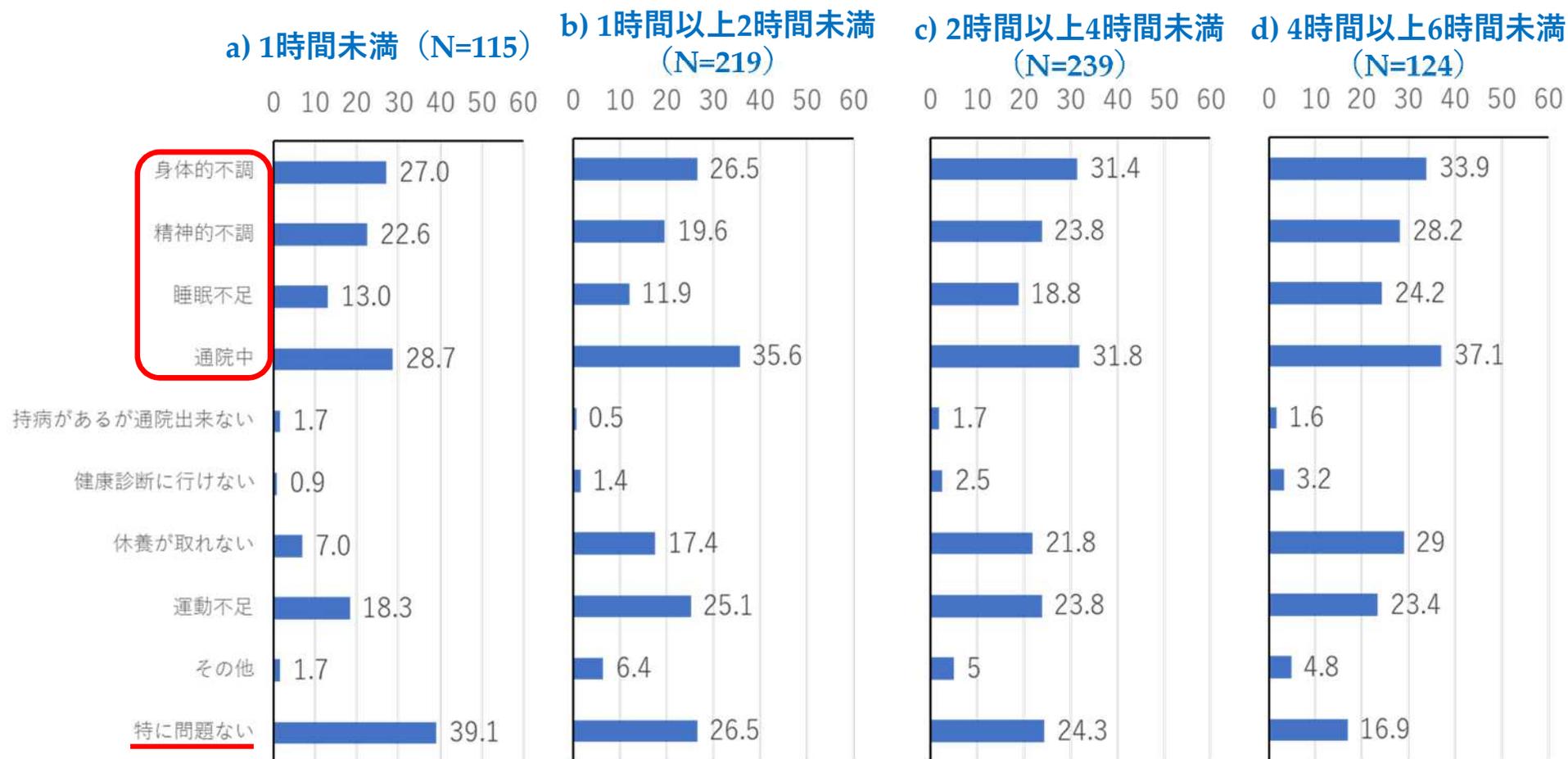
注) 本集計はケアラー本人 (1,022人)のうち、被介護者の何らかの情報が確認できた人 (1,000人) に対して行われている。

4-1-1 ケアにかける時間別にみた健康状態

- ケアにかける時間別に健康状態をみると、「1時間未満」、「8時間以上」以外のすべての項目で「通院中」と答えたものが、最も多かった。「1時間未満」は「特に問題ない」、「8時間以上」では「身体的不調」と回答したものが最も多かった。「通院中」以外では、「身体的不調」と回答したものが多かった。

図表4-1-1.ケアにかける時間別にみた健康状態

単位：%



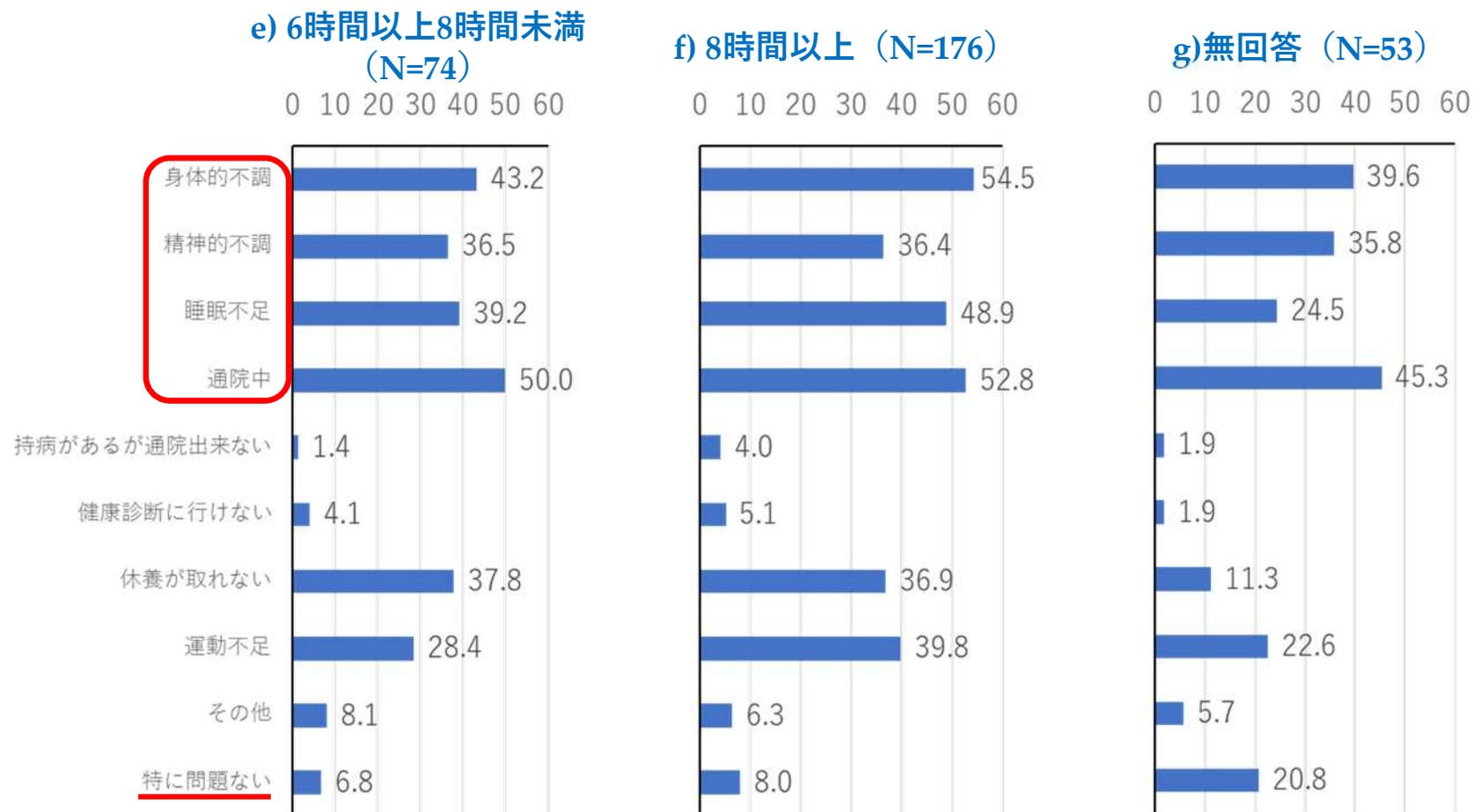
注) 本集計はケアラー本人 (1,022人)のうち、被介護者の何らかの情報が確認できた人 (1,000人) に対して行われている。

4-1-1 ケアにかける時間別にみた健康状態

- ケアにかける時間別に健康状態をみると、「1時間未満」、「8時間以上」以外のすべての項目で「通院中」と答えたものが、最も多かった。「1時間未満」は「特に問題ない」、「8時間以上」では「身体的不調」と回答したものが最も多かった。「通院中」以外では、「身体的不調」と回答したものが多かった。

図表4-1-1.ケアにかける時間別にみた健康状態

単位：%



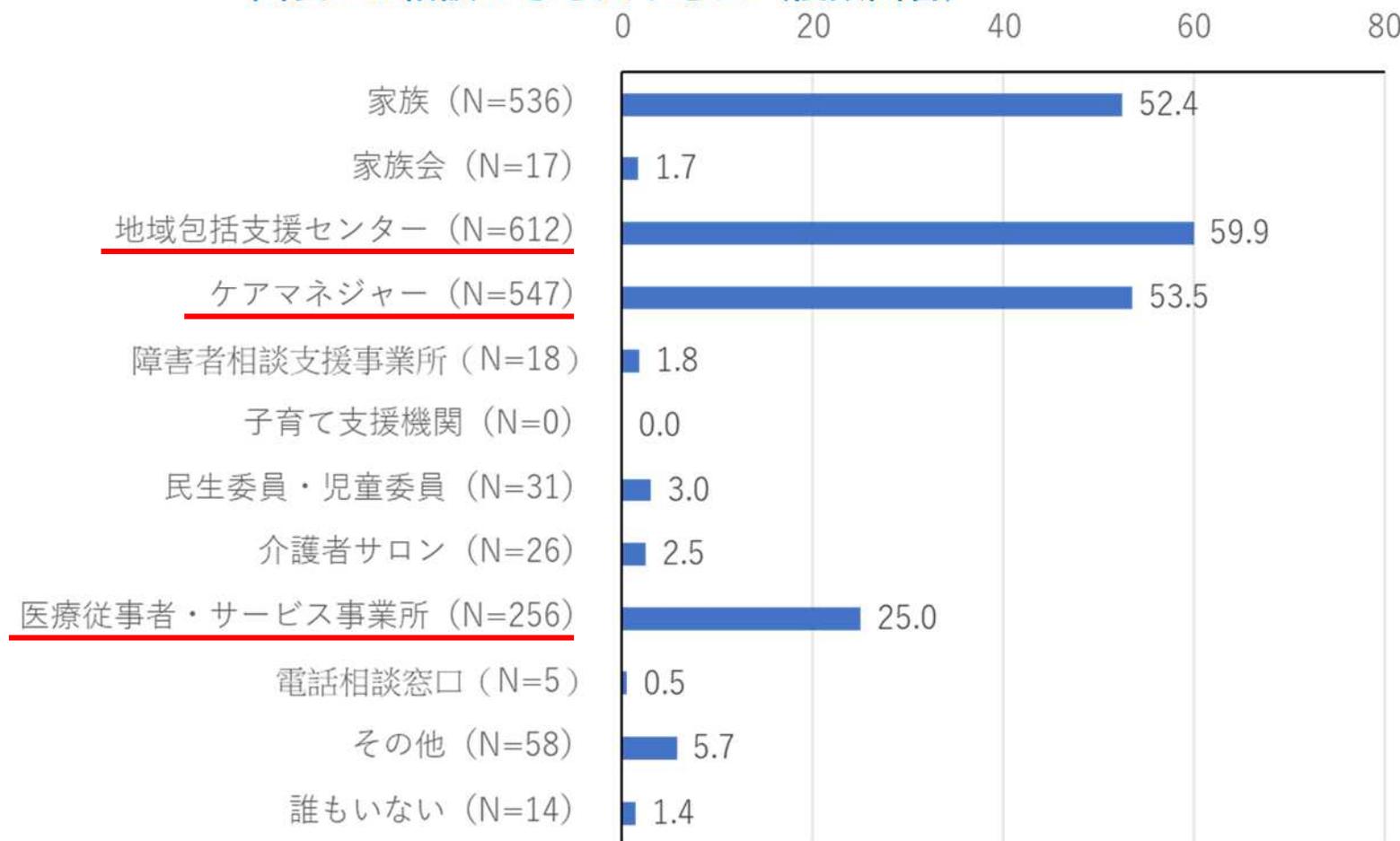
注) 本集計はケアラー本人 (1,022人)のうち、被介護者の何らかの情報が確認できた人 (1,000人) に対して行われている。

5-2 相談できる人や窓口

- ケアラーが相談できる人や窓口・機関（N=1,022）をみると、「地域包括支援センター」（N=612）が59.9%で最も高く、次いで「ケアマネジャー」（N=547）が53.5%、「家族」（N=536）が52.4%の順であった。

図表5-2. 相談できる人や窓口（複数回答）

単位：%



注) 本集計はケアラー本人 (1,022人) に対して行われている。

5-4 ケアラーの悩み

- 悩み (N=709) をみると、「心身の健康」(N=438) が61.8%で最も高く、次いで「ケアしている相手との関係」(N=230) が32.4%、「自分の自由な時間が取れない」(N=212) が29.9%の順であった。

図表5-4. ケアラーの悩み (複数回答)



注) 本集計はケアが原因の悩みがある方 (709人) に対して行われている。

5-6 ケアラーが必要と考える支援

- 必要と考える支援（N=1,022）をみると、「ケアラーに役立つ情報の提供」（N=424）が41.5%で最も高く、次いで「緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス」（N=289）が28.3%、「電話や訪問による相談体制の整備」（N=249）が24.4%、「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」（N=238）が23.3%の順であった。

図表5-6. ケアラーが必要と考える支援（複数回答）

単位：%



注) 本集計はケアラー本人 (1,022人) に対して行われている。

埼玉県ケアラー支援計画のための ヤングケアラー実態調査結果

(内容)

1. ヤングケアラーの属性
2. 被介護者の属性
3. ケアの状況
4. ケアの影響
5. ヤングケアラーが望むサポート
6. ヤングケアラー本人の状況
7. 自由意見

詳しい調査結果はこちらからご覧ください。



埼玉県HP

ヤングケアラー実態調査の目的・内容及び分析方法

調査目的及び主な調査内容

【調査目的】

- ・ヤングケアラーの実態が不明なため、潜在化しているヤングケアラーの存在を把握する。
- ・ケアの状況、ヤングケアラーへの影響、困りごと、支援ニーズ等を把握し、計画の策定に役立てる。

【主な調査項目】

- ・ケアラー自身について
- ・ケアの状況について
- ・ケアの影響について
- ・ケアに関する相談について
- ・求める支援について など

【調査区域】

- ・埼玉県内県立高校、市立高校、国立高校、県立高校定時制、市立高校定時制、私立高校 計193校

【調査対象】

- ・調査時点の高校2年生：55,772人

【回答者数】

- ・48,261人(回収率：86.5%)

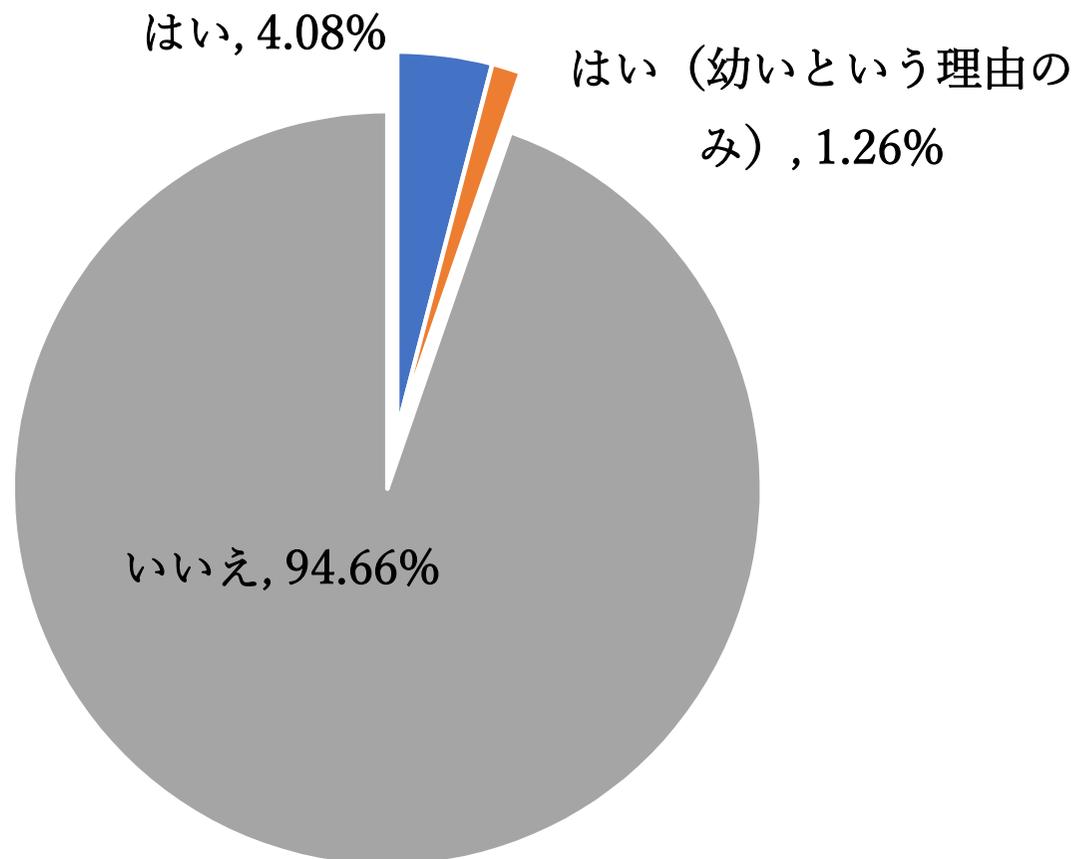
分析方法

- 調査票各設問の単純集計及びクロス集計を行い、実態調査結果に関する詳細な分析を行った。
- 自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うかについて、回答者48,261名の内、「はい」と回答したのは2,577名（5.3%）であった。
- ただし、障害や病気などではなく、ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている方608名をヤングケアラーと見なすかどうか判断が難しいことから、本調査では除外することとし、残りの1,969名（4.1%）をヤングケアラーの対象者とした。
- ヤングケアラーによってケアを受けている者(以下、被介護者)に関する設問に関しては、被介護者総数(2,185人)で分析した(※1人のヤングケアラーが複数人のケアを行っている場合があるため、被介護者総数は、ヤングケアラー数より多くなっている)。

1-1 ヤングケアラーの存在

- 自身が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思うか尋ねたところ、回答者48,261人の内、「はい」と回答したのは2,577人(5.3%)であった。
- ただし、本調査ではケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている608人を除く1,969人(4.1%)をヤングケアラーの対象者とした。

図表1-1. 「ヤングケアラー」の存在割合



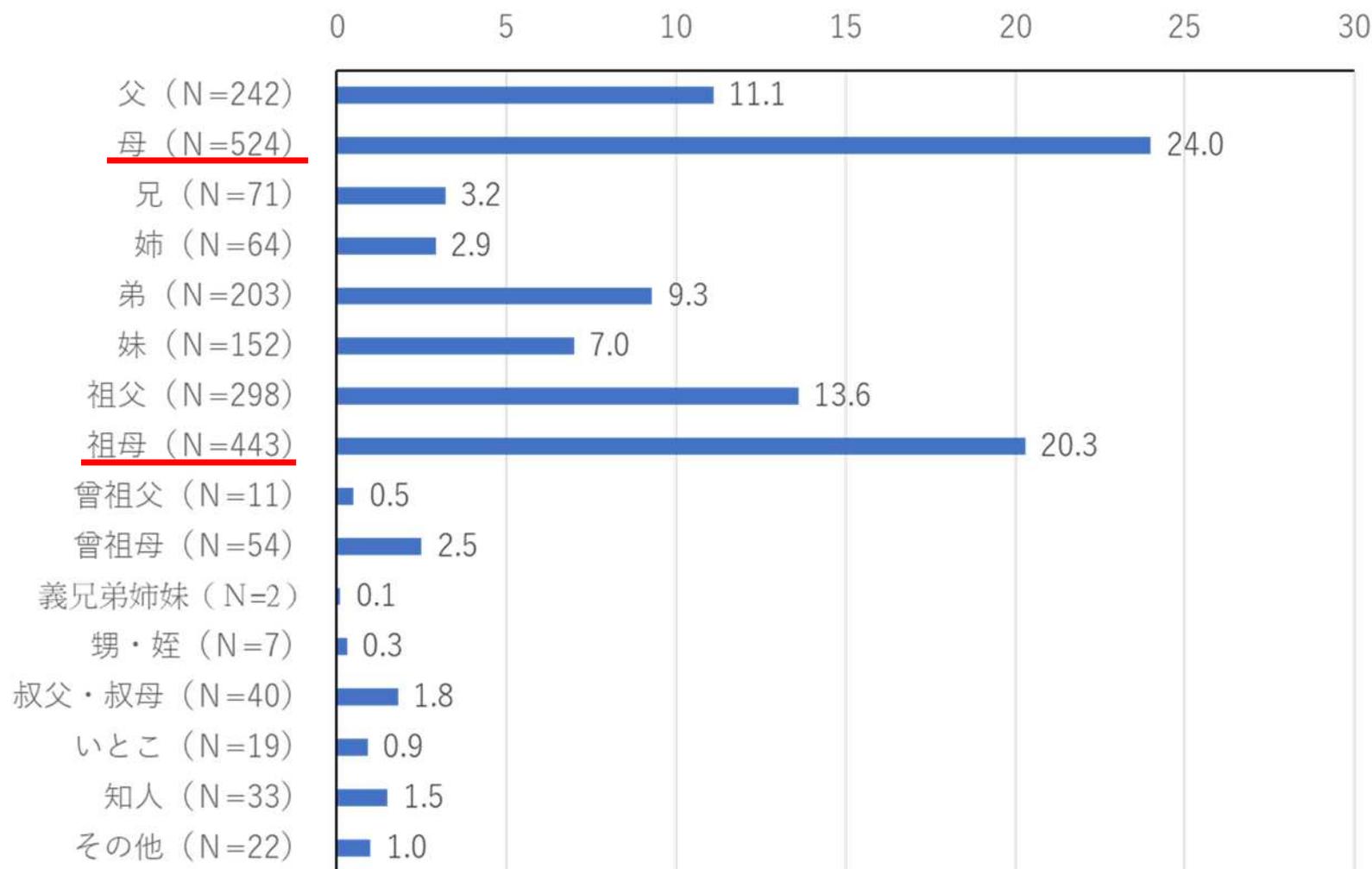
注) 本集計は県内高校2年生 (48261人) に対して行われている。

2-1 被介護者の続柄

- 被介護者(N=2,185)の、ヤングケアラーとの関係(続柄)をみると、「母」(N=524)が24.0%と最も高く、次いで「祖母」(N=443)が20.3%、「祖父」(N=298)が13.6%、「父」(N=242)が11.1%の順であった。

図表2-1. 被介護者の続柄(複数回答)

単位:%



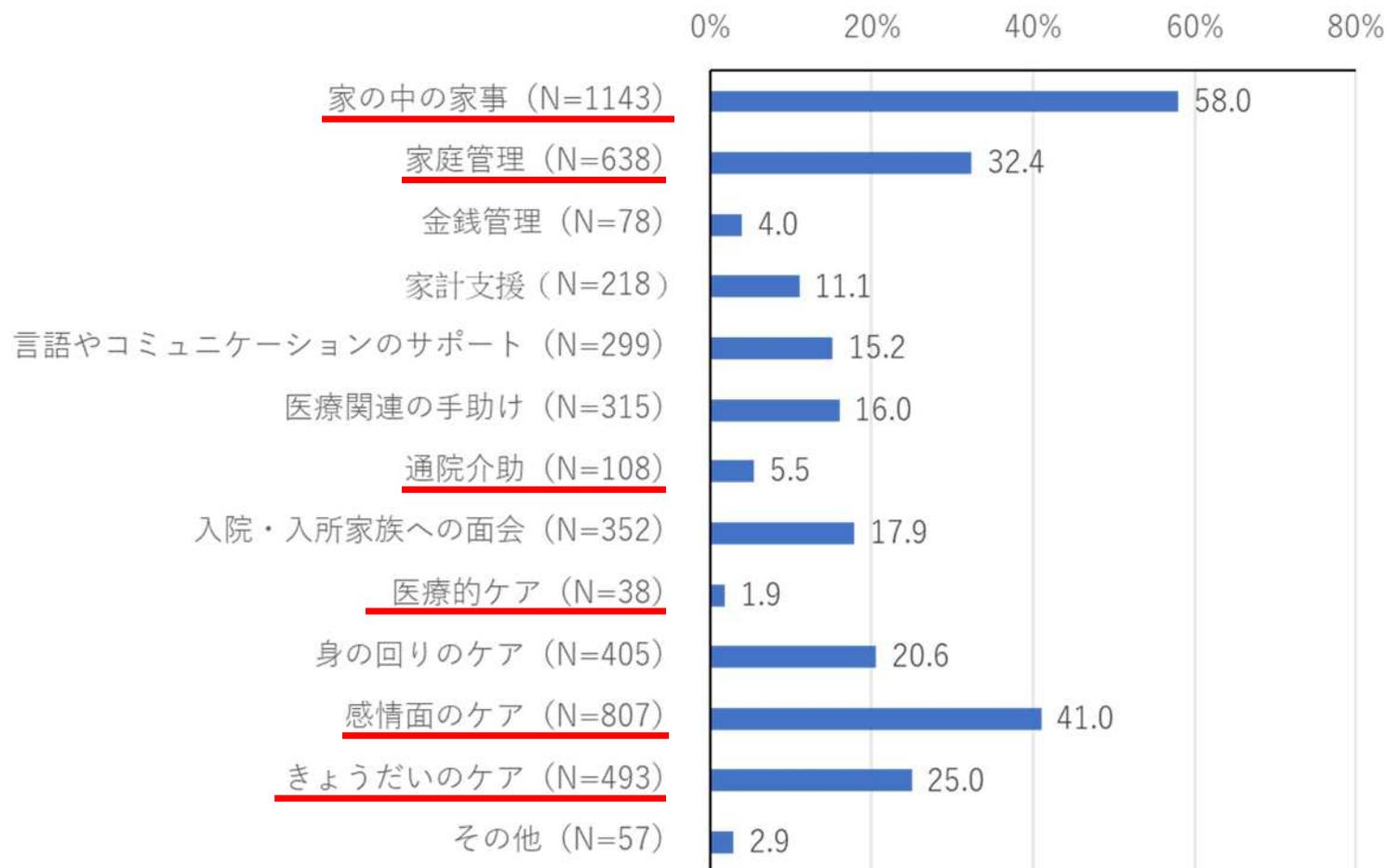
注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

3-1 ヤングケアラーが行っているケアの内容

- ヤングケアラーが行っているケアの内容（N=1,969）をみると、「家事(食事の用意・後片付け・洗濯・掃除など）」（N=1,143）が58.0%と最も高く、次いで「感情面のケア(その人のそばにいる・元気づける・話しかける・見守る・外に連れ出したりするなど）」（N=807）41.0%、「家庭管理(買い物・家の修理仕事・重いものを運ぶなど）」（N=638）32.4%、「きょうだいのケア」（N=493）25.0%の順であった。

図表3-1. ヤングケアラーが行っているケアの内容(複数回答)

単位：%



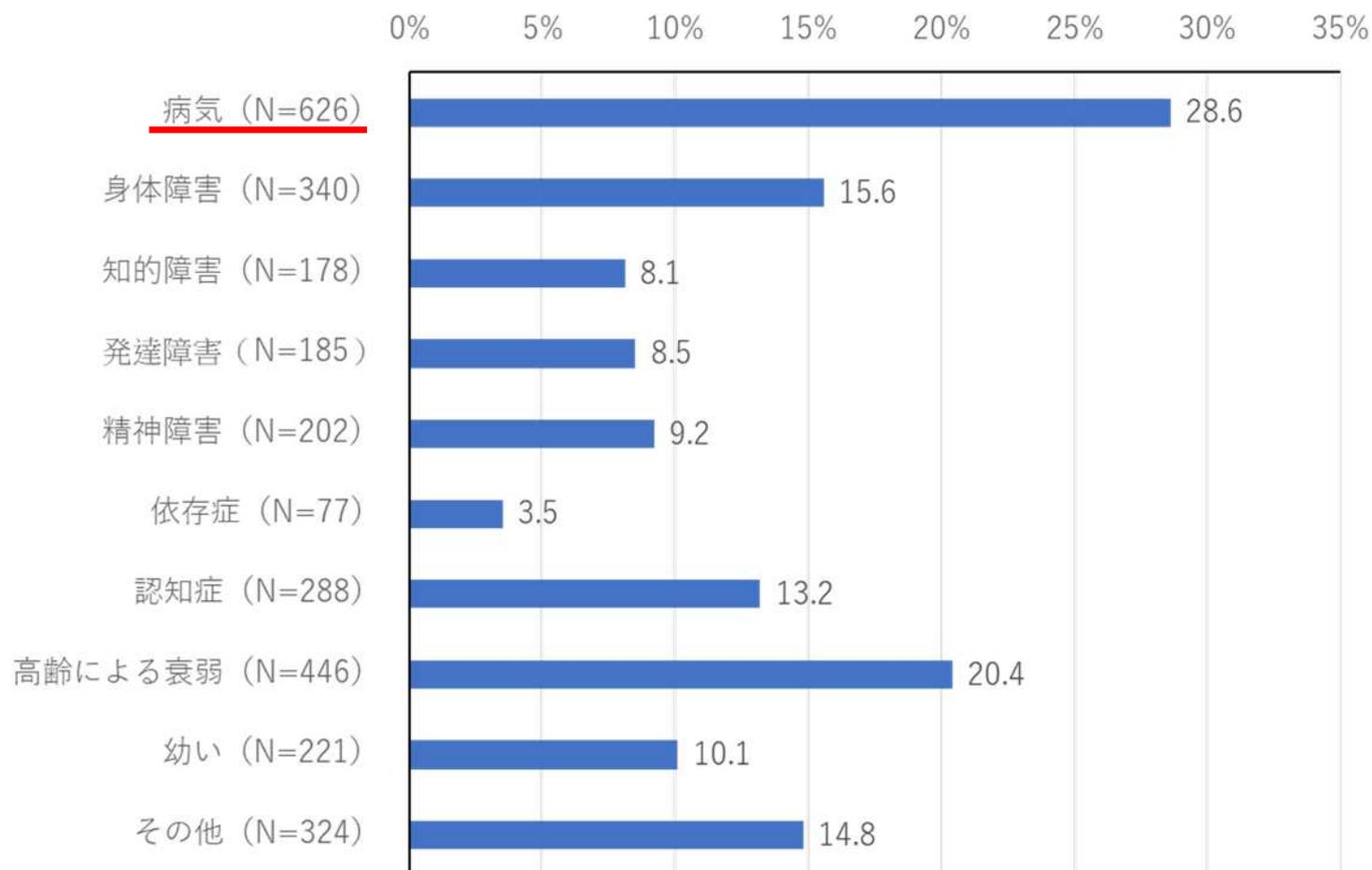
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

2-3 被介護者の状況

- 被介護者の状況（N=2,185）をみると、「病気」（N=626）が28.6%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」（N=446）20.4%、「身体障害」（N=340）15.6%、「その他」（N=324）14.8%の順であった。

図表2-3. 介護が必要になった主な原因(複数回答)

単位：%

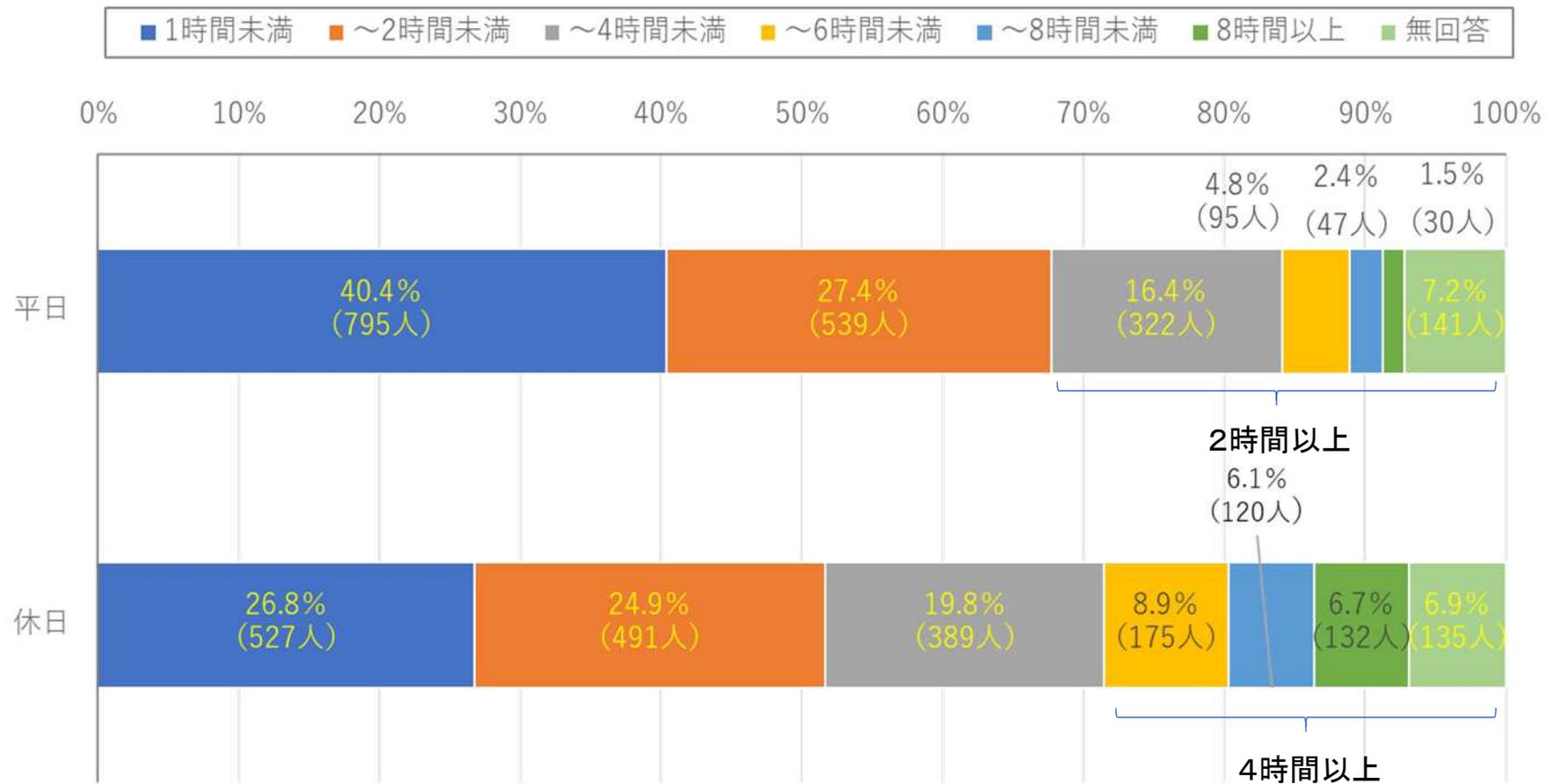


注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

3-3 ケアにかかる時間（平日・休日）

- ケアにかかる時間（N=1,969）をみると、平日は「1時間未満」（N=795）が40.4%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」（N=539）27.4%と、2時間未満が全体の約7割を占めていた。
- 休日も平日同様、「1時間未満」（N=527）が26.8%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」（N=491）24.9%の順であったが、その割合は約5割に減少しており、平日に比べると、ケアにかかる時間がより長くなっていた。

図表3-3. ケアにかかる時間の割合

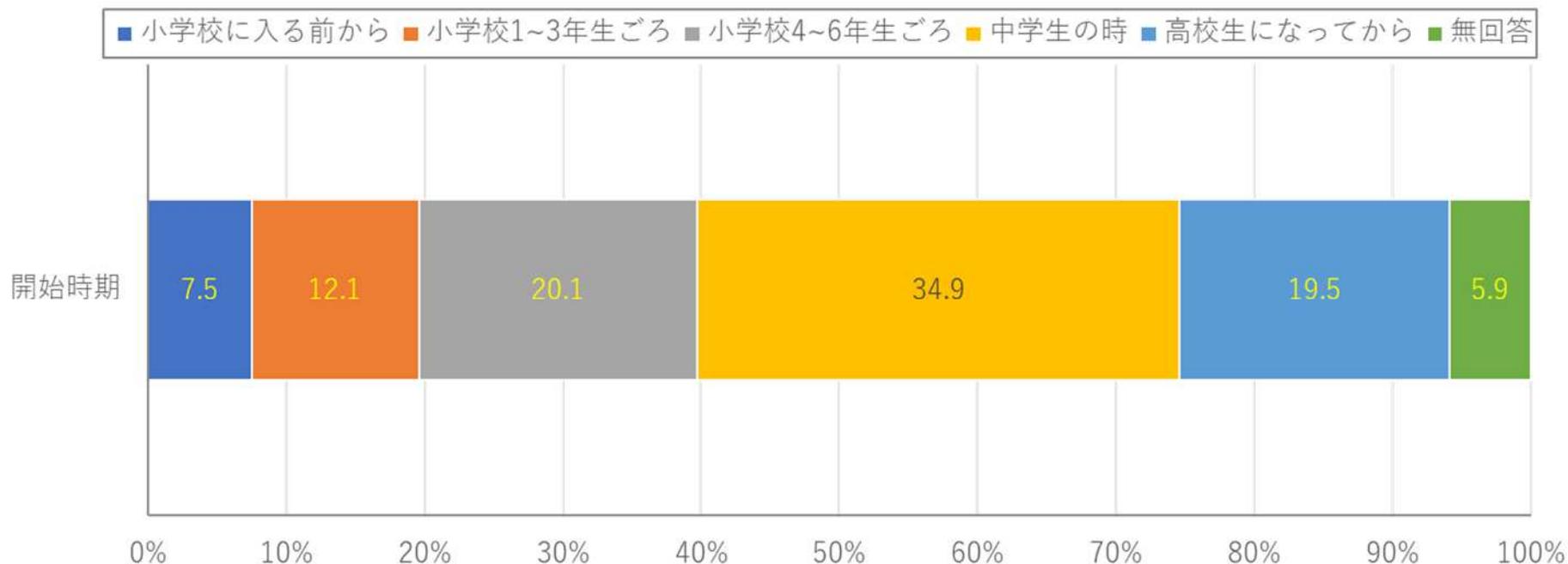


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

3-4 ケアの開始時期

- ケアの開始時期（N=1,969）をみると、「中学生の時」（N=688）が34.9%と最も高く、次いで「小学校4~6年生ごろ」（N=395）20.1%、「高校生になってから」（N=383）19.5%、「小学校1~3年生ごろ」（N=238）12.1%の順であった。

図表3-4. ケアの開始時期の割合



	小学校に入る前から	小学校1~3年生ごろ	小学校4~6年生ごろ	中学生の時	高校生になってから	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	148	238	395	688	383	117
割合 (%)	7.5	12.1	20.1	34.9	19.5	5.9

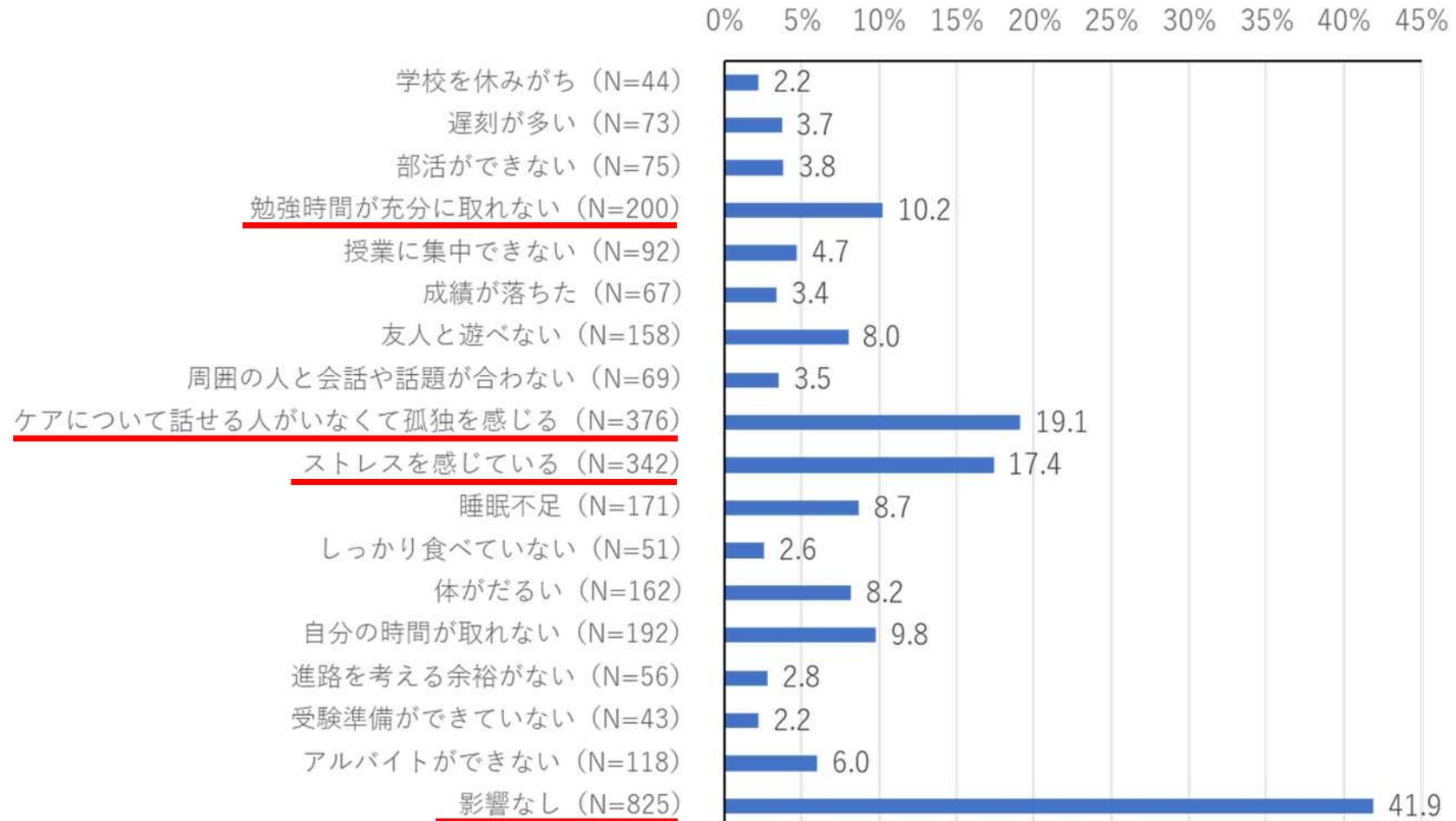
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-1 学校生活への影響

- 学校生活への影響（N=1,969）をみると、「影響なし」（N=825）が41.9%と最も高く、次いで「孤独を感じる」（N=376）19.1%、「ストレスを感じている」（N=342）17.4%、「勉強時間が充分に取れない」（N=200）10.2%の順であった。

図表4-1. 学校生活への影響(複数回答)

単位：%

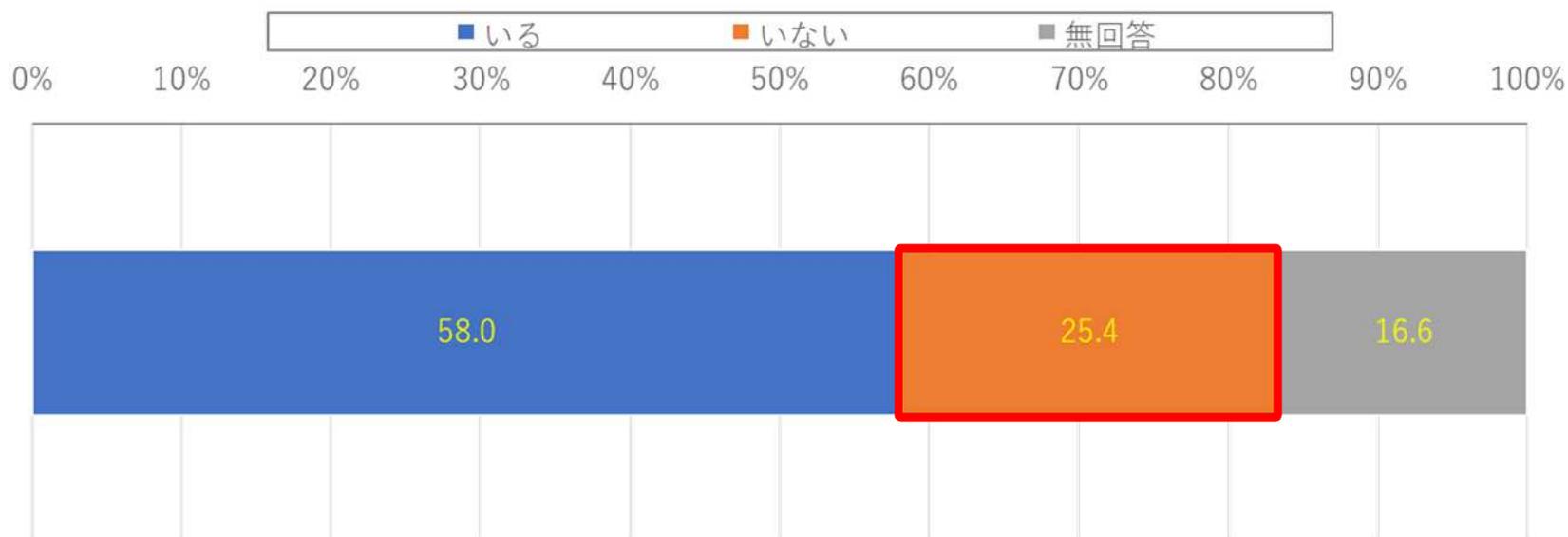


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-2 ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無

- ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無（N=1,969）をみると、「いる」（N=1,142）が58.0%と最も高く、次いで「いない」（N=501）25.4%であった。

図表4-2. ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無の割合



	いる	いない	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	1,142	501	326
割合 (%)	58.0	25.4	16.6

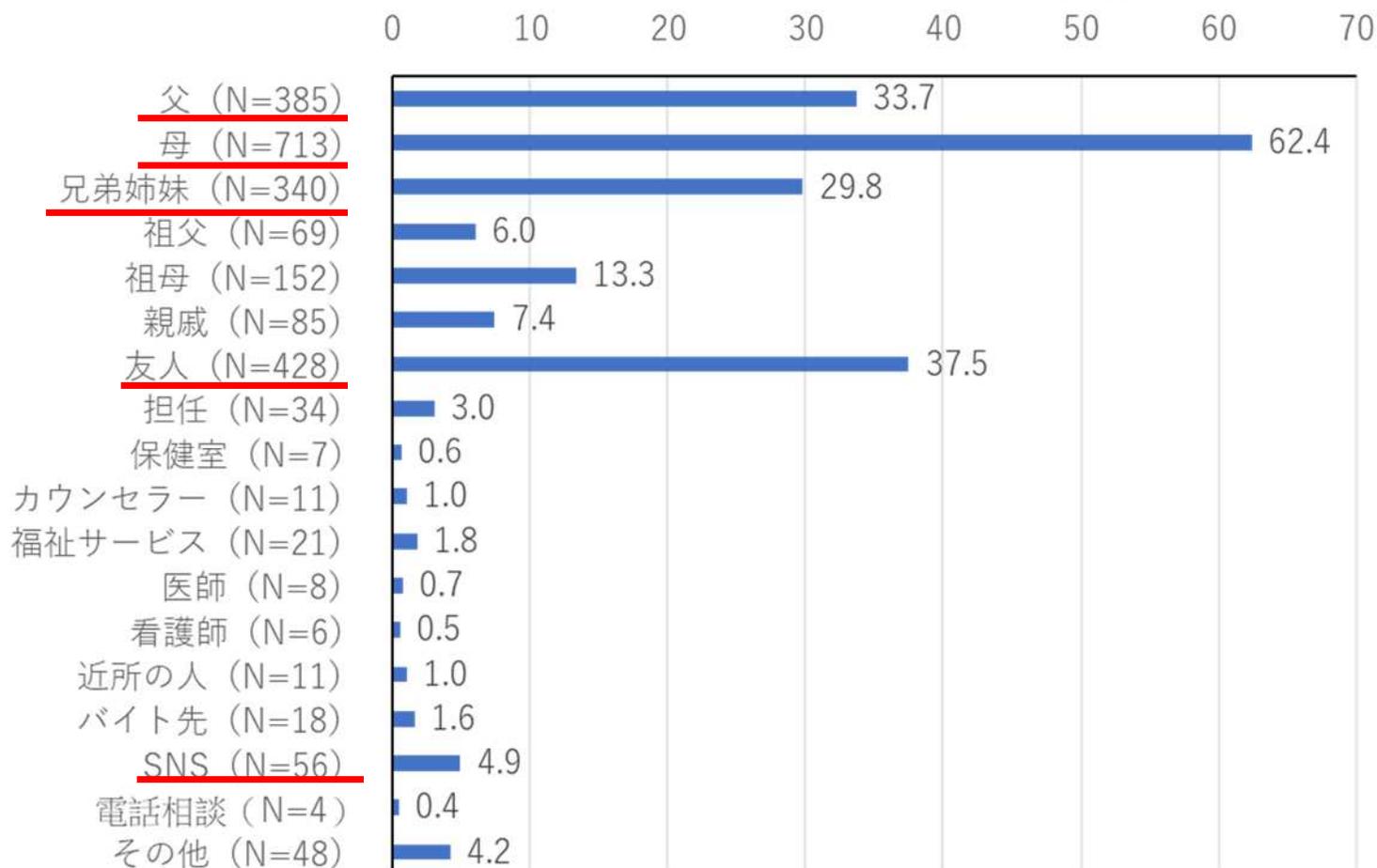
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-3 ケアの相談相手

- 相談相手(N=1,142)をみると、「母」(N=713)が62.4%で最も高く、次いで「友人」(N=428)が37.5%、「父」(N=385)が33.7%、「兄弟姉妹」(N=340)が29.8%の順であった。

図表4-3. ヤングケアラーにおけるケアの相談相手(複数回答)

単位: %



注)本集計はケアに関する悩みや不満を話せる人がいるヤングケアラー本人(1,142人)に対して行われている。

5-1 ヤングケアラーが望むサポート

- 望むサービス(N=1,969)をみると、「特にない」(N=752)が38.2%で最も高く、次いで「困った時に相談できるスタッフや場所」(N=316)が16.0%、「信頼して見守ってくれる大人」(N=286)が14.5%、「宿題や勉強のサポート」(N=259)が13.2%の順であった。

図表5-1. ヤングケアラーが望むサービス(複数回答)

単位：%



注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行われている。

7-2 感想、学校や行政に求める支援、悩みや要望（自由意見1）

● アンケートに関する感想、学校や行政に求める支援、悩み、要望などについて、主な意見は以下のとおりであった。

- ヤングケアラーという言葉自体初めて聞きました。
- 私は3ヶ月間母が入院しており重い病気であったため、毎日往復2時間かけてお見舞へ行き、家事の6～7割を担っていました。兄や姉がいましたが中々手伝ってくれなかったので勉強への負担が大きかったです。何か負担が減る支援があれば安心だと思います。
- 私はケアをすることが負担になっていたとは感じなかったけど、様々な状況の中でケアをし、負担になってしまっている人がいるなら、もっと周りの人の理解を深めることができる機会を設けたり、支援をしてくれる環境を整備すべきだと思いました。
- 私の姉は、ダウン病ですが、そんなに重くなく、一緒にお話したり行動できたりしますが、重い病気を持っている人を世話している人達がたくさんいます。だから、少しでもその人達が気持ちを楽にできるように色々なサポートを作った方がいいと思います。
- 父や母が祖母のお世話を沢山して、私はあまり手伝えないのが申し訳ないです。自分はちょっとしたことでイライラしてしまうので、祖母にも皆にも悪いなと思ってしまいます。同じ境遇の人がいることを知ることができればもっとがんばろうと思える気がします。
- 半年前のことを思い出すと少し悲しくて手が止まったけれど、なんとか答えられました。ヤングケアラーのことを初めて知ったので、困っている人がいたら助けられるようにしたいと思います。
- 自分の親が日本人でないことがコンプレックスに思ったりすることもあります。親と上手く話せなかったり、人との生活習慣が違ったり、親戚の人がきたとき会話できなかったり、話せる姉と比較されたり、様々な悩みがあります。みんなと同じ生活をおくりたいです。
- 私は障害者の兄がいます。周りとは少し違いますが、それでも頑張っている兄を見ると勇気がもらえます。なので、今不安に思っていることは特にありません。
- 突然ヤングケアラーが大変だとか、支援が必要と言われても、本当に大変な人はできるだけそっとしておいてほしいと思う。学校でヤングケアラーという人が自分たちの周りにいるということを教えるのは良いことだとは思いますがそれによってへんに気がつかわれたりすると息抜きの場である学校までも失ってしまう。それでもヤングケアラーを手助けしたいならば正しい知識を広めてほしい。

7-2 感想、学校や行政に求める支援、悩みや要望（自由意見2）

- ヤングケアラーの高校生の交流会をして悩みを打ち明け相談し合いたい。
- この間テレビでヤングケアラーという言葉を知りました。今年の夏に祖母が亡くなって、それまでは私も母や姉と一緒に介護をしていました。アンケート程の負担は私にはなかったと思いますが、自分がヤングケアラーという存在だったことを初めて知り、少し救われる気持ちでした。
- 自分にとって負担がないとは言えませんが、何より弟が大好きなので、ケアについての不満は特にありません。
- 体験したことがないと分からない悩みなどがあると思うので、気軽に相談できる場所やサイトなどを作ったほうが良いと思う。
- 最近ではコロナウイルスにより、マスクの着用が義務づけられているのですが、障害をもつ人たちはマスクをつけていけないこともあるのでまわりの人の理解をしてほしい。
- 私は中学2年生からヤングケアラーでした。最初はストレスを感じる事が多く、たおれたりもしたことがあります。けど、そのおかげで、家族でいつも食卓を囲んで笑ってごはんを食べることができて、家族みんなでいれる時間が増え、今、とても幸せです。この家族の輪が壊れぬよう、良い環境であってほしいと思います。
- 私の母が倒れた時、先生は私を気にしてくれました。しかし、それがかえて「しっかりやらなきゃ」というプレッシャーで、特別あつかいされるのがストレスだったので、このアンケートで、そういう人たちへの関わり方を考えてほしいと感じました。
- ケアを家族の誰かがやらなくてはいけないが時間が重なり、遅刻あつかいになってしまうのが困る。
- 学校の先生とかに悩み相談とかしづらいから、相談しやすいような雰囲気をつくってほしい。
- ケアをしている人の中には、「まわりには言わないでくれ」と言われる人もいると思う。（知られたら冷たい目で見られる、「そんな病気たいしたことないでしょ」と理解のない人が言うといった理由から。）
- 自分の将来が心配です。今、父をすぐに支えられるのが祖母と自分だけなので、この先就職や結婚などどう行動すべきか全くわかりません。今は学校に行ってる間に、祖母が世話をしている、お金の方も父の仕事場が2年間見てくれているので生活は安定しています。今心配なのはこの先の生活です。
- もっとたくさんの人に障害について知ってほしい。障害だからと差別しないで地域の人々で支え合っていけるようにしたい。

3 埼玉県のケアラー支援の 取組について

令和6年度ケアラー・ヤングケアラー支援関連事業

基本目標1 ケアラーを支える広報啓発の推進

- ケアラー支援広報啓発事業 5,296千円
・ケアラー月間でのイベント開催、啓発チラシの作成・配布

基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

- 市町村総合相談体制整備事業 2,487千円
- 地域包括ケアシステム深化・推進事業 92,462千円
・総合相談支援体制や重層的支援体制整備に関する助言や人材育成の研修の実施等

指標1 総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置
市町村数
☞ (目標値) 令和8年度 全市町村 (現在51/63市町村)

基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- ☎ 介護者サロン設置・運営支援事業 5,202千円
・介護者サロンの設置・運営のための研修の実施、マニュアルの作成・配布

指標2 介護者サロンを設置する市町村数
☞ (目標値) 令和8年度 全市町村 (現在55/63市町村)

基本目標4 企業におけるケアラー支援体制の構築

- ☎ 仕事と介護の両立支援事業 3,500千円
・仕事と介護の両立支援のため、啓発動画を作成・周知

指標3 ビジネスケアラーに関するセミナー等受講企業数
☞ (目標値) 令和6～8年度の累計 2,000企業

指標4 地域包括支援センターの認知度 (30～50代)
☞ (目標値) 令和8年度 70% (現状値43.7%)

基本目標5 ケアラーを支える人材育成

- ケアラー支援人材育成事業 4,282千円
・地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所等の専門職を対象とした研修の実施等

指標5 ケアラー支援を担う人材の育成数
☞ (目標値) 令和3年度～令和8年度までの累計 6,000人

基本目標6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

- ヤングケアラー支援体制整備事業 9,233千円
・ヤングケアラー支援コーディネーターの設置
- ☎ ピアサポート等相談体制整備事業 11,976千円
・ヤングケアラー、若者ケアラー向けLINE相談窓口の設置・運営
- ☎ オンラインサロンの設置・運営事業 3,740千円
・ヤングケアラー、若者ケアラー向けオンラインサロンの設置・運営
- 教育・福祉合同研修事業 600千円
・教育部門・福祉部門の職員の連携を深めるための合同研修
- 地域福祉活動者向け研修事業 2,585千円
・主任児童委員、民生児童員、こどもの居場所運営者等向け研修

指標6 ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数
☞ (目標値) 令和3年度～令和8年度までの累計 2,000人

指標7 こどもの居場所の数
☞ (目標値) 令和8年度800か所以上 (現状値628か所)



全てのケアラーが孤独・孤立せず、
個人として尊重される社会の実現を目指す。

令和6年度ケアラー・ヤングケアラー支援関連事業

拡 介護者サロンの設置・運営支援

介護者サロンの全市町村での設置に向け、運営にあたって具体的な内容を示したマニュアルの作成・配布や研修を実施します。

介護者サロン運営実践マニュアル
(10月頃配布予定)



基礎研修
(10月頃動画配信予定)



実践研修
(11月～3月開催予定)



11月のケアラー月間での啓発

令和6年度も11月をケアラー月間として、集中的な広報啓発を行います。メッセージ動画の放映、パネルの展示等について市町村や企業、団体と協力して実施します。



メッセージ動画の放映



パネル展の実施

新 仕事と介護の両立支援に関する啓発

ビジネスケアラーの仕事と介護の両立を図るため、介護に関する事前の知識の習得や心構えを促す動画を作成し、企業等を通じて配布します。

また、仕事と介護の両立に関する県政出前講座も実施します。県内の企業や事業所のほか、市町村の職員向け研修としても実施する予定です。



出前講座の様子

その他各種研修の実施

令和6年度も引き続き各種研修を実施します。いずれもケアラー・ヤングケアラー支援を切り口に多機関や地域との連携など、地域共生社会の実現に必要な内容を学びます。

ケアラー支援関係機関向け研修

【目的】**ケアラーからの相談に関わる専門職が世帯全体をアセスメントし、必要な支援に繋ぐ能力を身に付ける。**
【対象】市町村、包括、相談支援事業所などの専門職
【内容】①ケアラー・ヤングケアラーへの理解 ②世帯全体のアセスメント手法等

教育福祉合同研修

【目的】**市町村の福祉部門と教育部門の相互理解を促し、連携を強化する。**
【対象】市町村福祉担当課、教育委員会、教員
【内容】①ヤングケアラーへの理解 ②グループワークによるケース検討

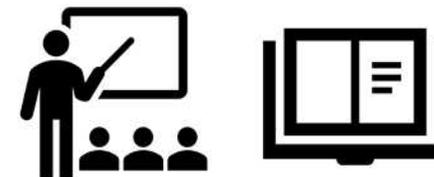
地域福祉活動者向け研修

【目的】**地域でヤングケアラーの早期発見把握できるようヤングケアラーへの理解を促す。**
【対象】民生児童委員、こどもの居場所の運営者等
【内容】①ヤングケアラーへの理解 ②元ヤングケアラーの体験談等

孤立しない地域づくりに関する取組 ～介護者サロン～①

介護者サロン運営実践マニュアル

これから介護者サロンを運営する団体(地域包括支援センター等)に向け、立ち上げに向けた準備、会場の様子、プログラムの進行案や運営のコツなどをマニュアル化し、介護者サロン等の企画、立ち上げ、運営まで円滑に行うことが出来るような冊子を作成する。



【策定期間】令和6年10月頃配布予定

介護者サロン設置・運営支援研修

① 介護者サロン設置運営基礎研修

【目的】介護者サロンについて理解する。

【内容】動画研修(30分程度)

ケアラー支援におけるピアサポートや介護者サロン等の意義、その効果について

【時期】令和6年10月～令和7年3月

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等



介護者サロン「ケアラーズサロン輝」の様子

② 介護者サロン運営実践研修

【目的】介護者サロンの立ち上げ・運営に関するノウハウを学ぶ

【内容】オンライン研修(2～3時間程度)

介護者サロンの実施方法、実施にあたってのポイント(集客や周知の工夫、プログラムの構成等)

【時期】令和6年11月～3月の間に4回程度実施

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等



介護者サロン「ま・るーくカフェ」の様子

孤立しない地域づくりに関する取組 ～介護者サロン～②

障害者の家族の介護者サロンの設置状況（令和5年1月1日現在）

サロンがある市町村	29
サロンがない市町村	18
把握していない市町村	15
未回答	2

サロンがある市町（29）	サロン数	主なケア対象者									
		身体障害児者	知的障害児者	精神障害者	発達障害児者	難病患者	医療的ケア児者	重症心身障害児者	高次脳機能障害者	その他	対象を限定しない
計	80	7	6	25	11	1	3	3	4	25	8

※県では、サロンの運営や家族会などの自発的な活動に財政支援を行っている市町村に対し、その費用の一部を補助しております。（地域生活支援事業（自発的活動支援事業））

ケアラー支援に関わる人材育成に関する取組

ケアラー支援関係機関向け研修

① ケアラー・ヤングケアラー支援基礎研修

【目的】ケアラー・ヤングケアラーについて理解する。

【内容】動画研修(30分程度)

ケアラー・ヤングケアラーの存在、取り巻く状況や課題、支援の必要性 等

【時期】令和6年6月～令和7年3月

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会の職員等

② ケアラー・ヤングケアラー支援実践研修

【目的】ケアラー・ヤングケアラーのいる世帯全体をアセスメントし、必要な支援に繋ぐノウハウを学ぶ。

【内容】オンライン研修(2～3時間程度)

世帯全体に対するアセスメント技法
多機関連携や多様な資源の活用の視点 等

【時期】令和6年7月～10月の間に6回程度実施

【対象】県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会の職員等

教育福祉合同研修

【目的】ヤングケアラーの支援のため、市町村の福祉部門と教育部門の相互理解を促し、連携を強化する。

【内容】対面研修(3時間程度)

埼玉県ヤングケアラー支援スタートブックに基づく講義、グループワークによる事例検討 等

【時期】令和6年8月～11月

【対象】市町村福祉担当課、市町村教育委員会、教員 等



研修の様子

埼玉県ヤングケアラーチャンネルの概要

ヤングケアラー・若者ケアラーが元ヤングケアラーに悩みを相談したり、話を聞いてもらえる場所として、LINE相談窓口を設置

○相談対象

埼玉県内のヤングケアラー・若者ケアラー及びその保護者等

○開設時間

平日 11:00～20:00

ただし、相談者からの送信はいつでも可能とする。

○特徴

- ・話を聴く相談員は、全員元ヤングケアラー。経験者だからこそできる共感や先輩ケアラーならではのアドバイスを受けることができる。
- ・相談でなくても構いません。ただ話を聞いてもらいたい、他にも同じ境遇の人がいるのか聞いてみたい、いい情報が得られるかもしれない、という方も登録可能。
- ・令和6年度からはキャリア相談も開始。

○登録者数

742人（令和6年3月8日現在）



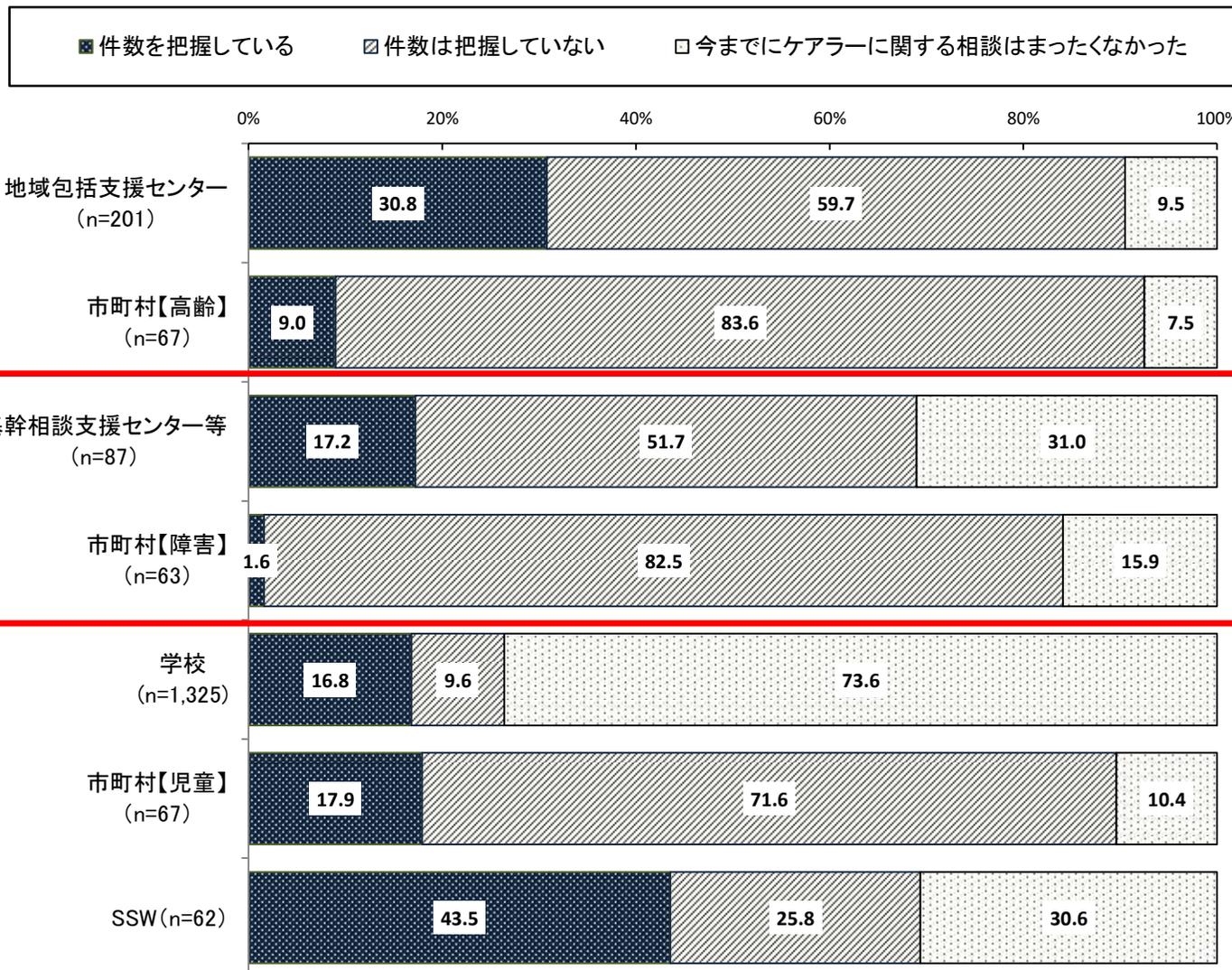
県ホームページ



ケアラーに関する相談について ①件数の把握状況

令和5年度家族介護者等に関する実態調査

問 ケアラーに関する相談（令和4年度の実績をお答えください。）

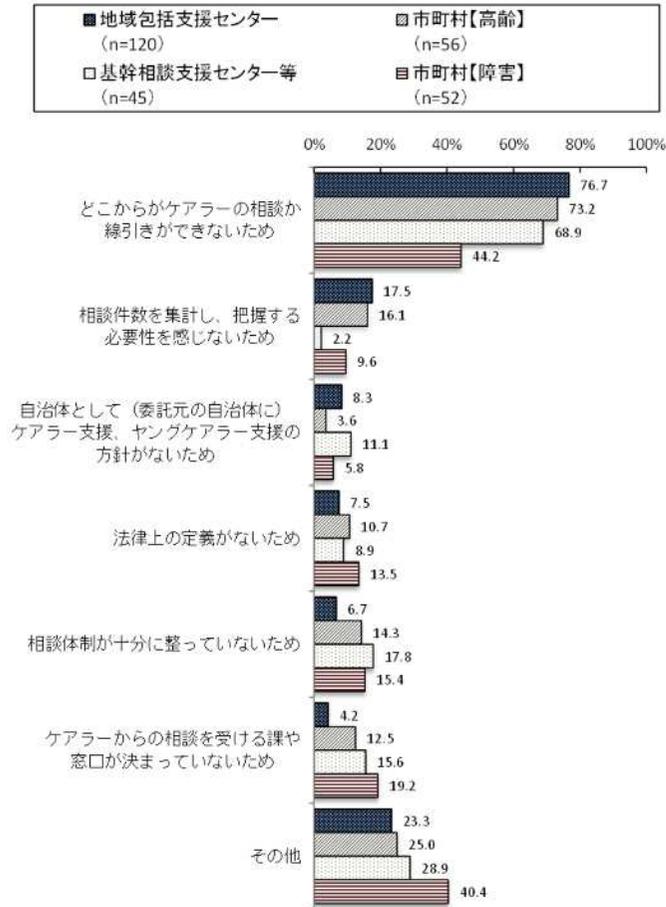


ケアラーに関する相談について ②件数を把握していない理由

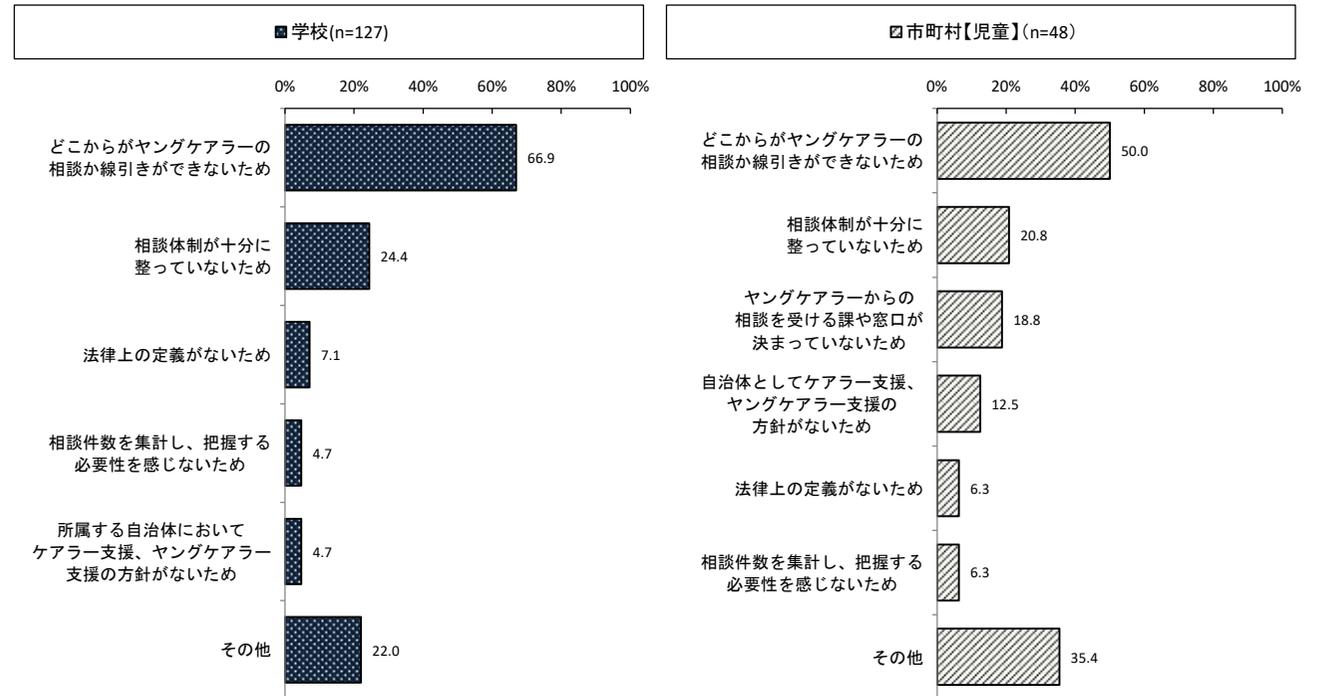
令和5年度家族介護者等に関する実態調査

該当設問 件数を把握していない理由は何ですか。

【福祉関係機関】



【児童関係機関】



みんなで支える社会を目指して



ご清聴ありがとうございました。

